東洋史研究
第六十巻　第三號　平成十三年十二月發行

金代提刑司考
——章宗朝官制改革の一側面——

井黒　忍

はじめに
第一章　提刑司の職掌
第一節　地方監察——彈劾と推擧——
第二節　提刑司條制の檢討
第三節　元代提刑按察司との關係
第四節　提刑司の獨立性
第二章　提刑司設置をめぐる諸問題
第一節　熙宗・世宗朝の地方監察
第二節　御史臺官の出自別構成
第三節　宗室・渤海人の統制
第四節　提刑司設置の意圖
おわりに

はじめに

金朝の支配領域は、舊キタイ遼帝國のモンゴル高原を除くマンチュリア全域及び長城以南燕雲地區、さらに舊北宋領淮河以北の地全域を覆うものであった。そのため、異なる統治形態が採られた遼・北宋舊地の支配に當たって、金朝は雙方の統治システムを受け繼ぐこととなる。

とりわけ、建國期より舊遼朝の遺臣たる契丹人・渤海人、或いは燕雲地區を中心とする漢人の政治上に占める役割は大きく、公式の文書にも女眞文字とともに契丹文字が併用されるなど、遼制繼承の影響は北宋制に比して大なるものがあった。(1)

こうした狀況が章宗朝に入り變化を見せる。章宗の治世（大定二九年～泰和八年、一一八九～一二〇八）には様々な制度改革がなされるが、從來それらは泰和律令の編纂に代表されるように歴代中國王朝との同一化を目指すものとして、章宗自身の漢文化愛好とともに女眞族の「漢化」の進行を示す指標とされてきた。しかし、一連の諸改革には、單なる歴代中國王朝の模倣という一面的理解では捉えきれない章宗の抱く明確な政治的意圖が示されていると考えられるのである。

また、後世特に元朝に與えた影響の面から見ると、至元八年（一二七一）以前における泰和律令の繼續使用にみられるように、章宗朝の様々な施策はクビライ政權初期の政策に多大な影響を與えるものであった。さらにクビライ政權を擔った人士が、當該時期に官途に就くなど、章宗朝と深い關わりを有する人々であったことなども、兩者の連續性を示唆するものと言えよう。

そこで、本稿においては章宗朝の持つ重要性に着目し、當該時期になされた諸方面に亙る改革のうち、監察制度改革によって設置された提刑司の檢討を通して、遼・北宋制受容の經緯、さらに元制に與えた金制の影響を考察することとする。また、ここで取り上げる提刑司は章宗卽位直後に設置されたものであり、改革實施の第一歩と呼べるものである。これに加えて提刑司が擔った多岐に亙る職掌には、明らかに他の改革との連動が見られるなど、一連の改革の性格を端的に示すものと見なしうることから、提刑司の檢討を通して、章宗朝諸改革の背景の解明を試みることとする。

なお、金代提刑司に關する專論としては、蔣松岩氏の「金代提刑司與按察司初探」があり、提刑司の組織・職掌等の考察がなされ、中央集權の強化を目的として提刑司が設置されたとする。(2) また何俊哲・張達昌・于國石氏の著書『金朝史』(3)においても、やはり同様に中央集權化の推進、或いは皇帝權の強化を目的として提刑司が設置されたとするが、兩者とも

その敍述は簡略であり、また監察機關の擴充をもってただちに中央集權の強化という結論を導くなど、十分な説明がなされているとは言い難い。さらに、最近の李治安氏の一連の元代肅政廉訪司に對する研究においては、金代提刑司との連續性が指摘されるが、氏の主眼が肅政廉訪司に置かれているため、提刑司に關する言及はその流れの中で觸れられるに過ぎない。(4)

そこで、以下提刑司の擔った多方面にわたる職掌、また提刑司官就任者等の檢討を通して、上記諸問題に對する考察を加えることとする。

第一章　提刑司の職掌

金代提刑司は地方官に對する監察を主な任とし、多方面に亙る權限を付與されることとなるが、これら様々な職掌の檢討を通して、監察制度史上における金代提刑司の果たした役割を考察することとする。

第一節　地方監察——彈劾と推擧——

章宗卽位の直後、大定二九年六月乙未、全國一九路を九路に分けて提刑司が設置された。(5) 九路提刑司の設置に際して、章宗は次の様に述べる。

章宗卽位し、初めて九路提刑司を置くに、蒲帶　北京臨潢提刑使と爲る。詔して曰く「朕初めて卽位するに、萬民を勞するを憂い、每に刑獄未だ平らかならず、農桑未だ勉めず、吏或いは法度に循わず、以て吾が治を隳するを念う。朝廷使を遣わし廉問せしむるも、事周悉し難し。惟うに提刑・勸農・采訪の官は、古よりこれ有り。今九路に分かち專ら是の職を設ければ、爾ら其れ心を盡くし、往きて乃の事に懋めよ。」と。(6)

裁判の公正化・農業の振興・官吏の違法行爲の取り締まりが、提刑司に課せられた職務であった。また、これら以外にも

提刑司は地方における唯一常置の監察機關として、廣範な職掌を受け持つこととなるが、その職務を遂行する上で核となるのは、地方官に對する監察であった。

金代、官吏に對する監察を行う官司としては、中央に內臺と稱される御史臺が存在する。これに對して提刑司は外臺と呼ばれ、地方官に對する監察を主な職責とするが、これは前代北宋の監司の制度に類似するものであった。

北宋における監司は、轉運司・提點刑獄・安撫司・提舉常平司の四司をその代表とする。これら監司は、それぞれ民事・財政・裁判・警察・軍事等に對する監察をその職務とし、知州・知縣等州縣官の監督官として、中央と地方を結ぶ重要な役割を果たした。(7) また、監司間においても相互に監察がなされ、不正を防止するという權力分散の措置が採られた。しかし、既に呂祖謙が指摘する樣に、複數の監司の存在は監察系統の不統一という事態をもたらし、地方行政事務を滯らせる原因となるのである。(8)

これに對して、金代における轉運司は監察權を持たず、一路或いは數路を管轄範圍とする財政統轄機關であり、また提舉常平司は設置されず、安撫司も猛安謀克を指揮する軍事系統の官司であった。(9) こうした狀況のもと、提刑司は北宋監司の擔った民事・財政・裁判・警察・軍事等全てに對する監察權を握る唯一の監察機關として、地方に常置されることとなった。これは金代提刑司が北宋の監司を統合する形で成立したことを意味しよう。

金代唯一の監司たる提刑司の監察は、巡按という管轄地域內を巡る現地調査を通して、地方官の實務能力、勤務態度を見きわめるものであり、その査定結果は地方官の勤務評定と密接に關わるものであった。『金史』卷九五劉瑋傳によると、

上嘗て考課の法今行うべきや否やを問うに、右丞相夾谷清臣曰く「之を行うも亦た可なり。但だ格法繁なれば則ち有司承用するに難かるのみ。」と。(劉)瑋曰く「考課の法は名實を總核するに本づく。今提刑司、廉能贓濫を體察し以て賞罰を行うも、亦た其の意なり。若し別に法を設くるを議せば、恐らくは太はだ繁に涉らん。」と。

地方官の勤務評定の規定を改めんとする章宗に對して、劉瑋が述べる意見は、既に現在提刑司の體察（實際に現地に赴き調査を行うこと）によって地方官の勤務狀況に對する査定がなされている現狀をふまえて、これに加えさらなる規定を設けることの煩雜さを指摘したものである。

こうした提刑司による監察は、管轄區域内の地方官すべてに及ぶものであった。地方における高位の官司としては、一路の行政統轄權を握る留守司・總管府、軍事面における統軍司・招討司等が擧げられるが、四司の長官にはいずれも正三品の品階が與えられていた。また、これら正三品以下の官司の監察にあたる提刑司の長官、提刑使の品階も同じく正三品であり、前掲四司と同樣、地方における最高位の官司であった。(10) そのため、地方官全般に亙る監察が可能であり、その結果に基づき管轄路内における彈劾・推擧がなされることとなる。

提刑司による彈劾が、地方官全てに及ぶものであり、さらに相當な效果を發揮し得たであろうことは次の例でも明らかである。『金史』卷一〇一抹撚盡忠傳によると、

（泰和）八年、入りて吏部郎中と爲り、中都西京按察使に累遷す。是の時、紇石烈執中西京留守爲るに、（抹撚）盡忠と爭い、私意もて協わず。盡忠陰かに執中の過失を伺い、申奏す。執中跋扈すると雖も、善く其の部曲を撫御し、密かに居庸・北口に腹心を置き按察司の文字を刺取す。執中紫薇關より走りて中都に還るに及び、盡忠に詔して左副元帥兼西京留守と爲す。

中都西京路按察使であった抹撚盡忠は西京留守紇石烈執中を彈劾するため上奏文を朝廷に送ったが、これを未然に察知した執中によって上奏文は奪われ、逆に執中の計略によって、盡忠は左副元帥兼西京留守に異動となる。

この時、執中が任じられていた西京留守は、地方の最重要地に設置された五京の一つ、西京大同府に置かれた西京留守司の長官であり、西京路の行政・軍事兩面の統轄權を握る職であった。この件に關しては、近侍として章宗の側近くに仕え、その信任を背景に「跋扈」と稱されるほどに權力を強めつつあった執中の策略によって、彈劾は不成功に終わったも

のの、地方における最高位の官職たる留守にまで按察司の彈劾が及び得たことは確かである。さらに、この際の盡忠の左副元帥兼西京留守への昇進は、按察使としての監察權を奪い、その彈劾を回避する爲の計略であったと考えられる。

また、設置の初めより提刑司には地方官の彈劾とともに、地方の優秀な人材を中央に推擧するという權限が與えられており、彈劾・推擧という權限を握ることで、提刑司は地方官の人事を左右する權限を一手に擔うこととなった。地方の官吏・人士の推擧權を提刑司に付與した背景には、卽位當初の章宗の積極的な人材登用を願う思いが強く働いていた。

章宗は卽位のはじめ、人材の登用・官員の考課に關する十箇條にのぼる提議を尙書省にて審議させる。(11)「選擧十事」と呼ばれるその全文は『金史』卷五四選擧志擧薦條に記されるが、ここで全文を載せるのは煩雜に過ぎるため、本稿のテーマである提刑司が關わる條項に關して、以下檢討することとする。

まず、第一條目に提刑司が關與すべきものとして官員の考課に關わる提議がなされる。

其の一に曰く「舊格は、進士・軍功最高すら、尙お且つ初は丞簿に除し、第五任縣令なれば正七品に升し、正七品を兩任せば六品に升し、六品を三任せば從五品に升し、從五（品）を兩任せば正五品に升し、正五（品）三任ししかる後刺史に升す。四十餘年を計えて始めて刺史に至るを得るなり。其の他の資格もて出職する者は知るべし。資格に拘るの滯は、此の如きに至る。其れ提刑司をして用うべきの才を採訪せしめ、資考を減じて之を用うれば、用うべき者をして衰老に至らざらしむるに庶からん。」と。

從來の資格を遵守することから生まれる昇進の遲延を問題とし、この問題に對處する爲の措置として、提刑司の體察を通して有能と認められた官員を昇進に必要とされた職歷を削減してすみやかに昇進させることとする。

次に、第三條として、

其の三に曰く「隨路の提刑司の訪ずる所の廉能の官は、就ちに其の任に堪うるの職事を定め、宜しきに從い遷注せしむ。」と。

提刑司の體察を通して廉能（清廉で有能）であると認められた官員を適宜登用・昇進させることとする。

さらに、第九條においては、

其の九に曰く「親軍の出職は、内に尤も武藝に長じ勇敢なること人に過ぐる者有らば、其れ内外官をして舉げ、提刑司をして察せしめ、資考高き者の如きは、沿邊の刺史・同知・縣令に參注すべし。」と。

親軍出身者の内、武藝に優れ勇敢な者を内外官に推舉させ、提刑司は内外官の推舉した人材を再調査することとする。ここでの提刑司の職責は直接人材を推舉するというものではないが、内外官が推舉した人材を再調査するという任が與えられている以上、被推舉者の審査のみならず、人材の見極めを通して推舉者たる内外官の能力をも審査するという機能を期待してのことであろう。

最後に、第十條では、

其の十に曰く「内外官の薦むる所の人材は、即ちに舉ぐる所に依りて之を試し、提刑司に委ね虚實を採訪せしめ、若し果たして能く職に稱わば、更に遷擢を加え、如し或いは碌碌たれば、即ちに常調に送る。古は賢を進むれば上賞を受け、不肖を進むれば罰有り。其れ賞罰の條格を立定せば、人をして敢て徇私せしめざるに庶からん。」と。

廣く内外官の推薦する人材全般に對して試驗を課し、さらに提刑司の審査を經ることで、推薦者と被推薦者との癒着を防ぐとともに、人材の見極めに對して内外官に嚴しい責任を課すこととする。

即位後間もなくこうした人材の登用・考課の見直しに關する提案がなされたことは重要な意味を有する。ここで提議される提刑司による清廉有能な地方官の推舉、また推舉者に對する再調査などに見られるのは、提刑司の調査・査定結果をもって官員の勤務評價の基準とせんとする姿勢である。「選舉十事」中における提刑司の占める役割の大きさは、改革實施に必要不可缺である人事問題への對應が提刑司に求められたことを示すものであり、そのために彈劾・推舉という兩權が提刑司に委ねられたのである。

さらに、地方官に對する監察を通してなされた彈劾・推擧に關する報告は、直接に皇帝である章宗に屆けられた。『金史』卷九章宗紀大定二九年六月丁巳條に、

提刑官に命じ除せらるるの後便殿において聽旨し、十月毎に使・副の內一員入見し事を議せしむ。如し止だ一員のみなれば則ち判官をして入見せしめ、其の判官の掌る所煩劇なるは隨朝の職任と同に升すべし。

一〇ヶ月ごとに提刑使・副使、或いは提刑判官が皇帝に謁見する「入見議事」の機會が認められていた。(12) この際に現地調査によって得られた地方官の勤務狀況が皇帝に直接報告されることとなるが、これは皇帝自身の耳目としての提刑司の性質を示すものであるとともに、提刑司は皇帝との直接的なつながりをもとに、他官の掣肘を受けることなく職務を遂行することが可能となったのである。

第二節　提刑司條制の檢討

次に、地方官に對する彈劾・推擧以外の職掌について見ていくこととする。多岐に亙る提刑司の職掌に關しては、大定二九年八月壬辰に「提刑司掌る所の三十二條」が定められ、さらに明昌三年（一一九二）六月に至って恐らく前條が改訂されたものとしての「提刑司條制」が定められる。(13) この「提刑司條制」に關しては、條制そのものは現存しないが、當該條制中に含まれるであろう記事を史料中に確認することができる。

孔子五一代の孫、孔元措の撰になる『孔氏祖庭廣記』に、以下の記事を載せる。(14)

是の年（明昌四年、一一九三）、提刑司の降到せる尙書禮部の符の該に、「奏行せる條理の節文に、『刺史州已上の宣聖廟無き處は、自來搬行せるに依りて起蓋するを許す。舊廟有る處、若し損壞有るも、亦た修完するを許す。』とあり。今隨處の廟學、官司多く意を爲さざるに緣りて、以て傾壞を致す。兼ねて照得すらく、明昌三年七月再び定め奉行せる提刑司の條理內の該に、『提刑司に委ねて學校を勉勵し、教化を宣明せしむ。』とあり。若し廟宇傾頽し、學舍弊

壞せば、卽ち生員何を以てや勉勵せん。恐るらくは以て上の學校を興崇せんとするの意に副う無きを。各路の運司に行下し、照驗依應し施行せよ。如し廟學の損壞する去處有らば、學錢を支贍し修完せよ。如し足らず、或いは全て闕すれば、合に用うべきの錢數に據いて、疾速に本運司に行移し、省錢を關支し、應副し修完せよ。疏駁するを得る無かれ。」

明昌四年に禮部から提刑司（曲阜を管轄下に置く山東東西路提刑司）に對して下された符文中の「明昌三年七月再び定め奉行せる提刑司の條理」とは前掲「提刑司條制」を指すものと考えられるが、ここでは提刑司の職掌として「勉勵學校」「宣明教化」という二點が擧げられる。當時、廟學の管理は進士出身の州縣官に委ねられていたが、廟學の荒廢という事態を案じた章宗によって、提刑司には廟學の管理を通して、教育の振興・人材の育成に携わる權限が付與されたのである。(16)

上記史料中に見られる章宗朝における學校振興策の推進に關しては、『金史』卷九章宗紀大定二九年秋七月辛巳條に、

詔して京・府・節鎭・防禦州、學を設け士を養う。

提刑司設置の翌月、地方の五京、府（總管府・散府）、節鎭、防禦州に廟學が設置されることとなる。また、嘉靖『廣平府志』に收められる斬子昭撰「學記」には、

皇廟（章宗）儒術を尊尙し、詔して防禦州より而上、學を設け士を養い、太學の如く教授弟子員を置く。且つ文儒の臣を以て、提擧の官を領せしむ。(17)

上記史料に對應する記述が見られ、地方における廟學の設置・修復が章宗朝において本格的になされるなど、文教行政における改革が實施されたことが記される。

地方における廟學の設置と提刑司の設置は同時期に連動してなされた一連の施策であり、章宗朝における文教政策の推進に重要な役割を果たしたものこそ提刑司に他ならなかった。廟學の維持管理という具體的職務を通して、人材育成に關しても提刑司の權限が及ぶこととなったのである。さらにここに見られる監察系統の官の文教行政への關わりは、後に元

代に至って提刑按察司（至元二八年以降、肅政廉訪司）による文教行政への強い關與といった形で本格化することとなる。元代における監察系統の官の文教行政への關與は、金代章宗朝の施策に起源するものであったと言える。

第三節　元代提刑按察司との關係

前節で見た金代提刑司と元代提刑按察司との類似性は文教政策への關與という一面にのみ見られる現象であろうか。以下、その他の職掌に關して兩者の關係を檢討することとする。元代提刑按察司と金代提刑司との關係を考察するにあたり、まず、監察機關の中心とも言うべき御史臺に關して、元制と金制との關係を見ておく。

兩者の關係については、既に丹羽友三郎氏によって檢討がなされており、『永樂大典』卷二六〇七所收『經世大典』、『元史』・『新元史』百官志と『金史』百官志、王惲『烏臺筆補』等史料の比較を通して、元制が金制を繼承するものであると述べられる。(18)

また、丹羽氏はこれに續けて金代提刑司と元代提刑按察司の官員・品秩の比較檢討を通して、金・元兩制の類似性に言及するが、一連の論證が官員・品秩の一致、或いは類似という點のみの檢討にとどまるものであるため、いささか説得力を缺く。(19) そこで、以下、金・元兩制それぞれの擔った職掌の比較という觀點から檢討を加えていくこととする。(20)

至元六年（一二六九）に設置された提刑按察司の職掌は、『元典章』典章六臺綱卷二に收められる「察司體察等例」によって知ることが出來る。この提刑按察司が設置された至元六年という時期は、アフマドの權力伸長が著しい時期であり、翌七年（一二七〇）には尚書省が設置され、中書省との並立狀態が出現することとなる。また、對南宋作戰を意識した中で實施されたものであり、河南・山東等の地にあった各種軍團との關係など、この條畫が持つ政治的背景は大いに檢討を要するものである。こうした複雜な背景のもと出された當該條畫を見て最初に目を引くのが、條畫の總數である。全條畫數併せて三一條、これに對し、前節で述べた章宗朝大定二九年に制定された「提刑司掌る所」は三二條である。これは偶

然の類似と見なせるものであろうか。そこで、以下内容の検討に移る。

前節で取り上げた監察機關による文教政策への關與に關する條畫が、「察司體察等例」にも見られる。

一、至る所の處、農桑を勸課し、民の疾苦を問い、學校を勉勵し、教化を宣明す。若し不孝不悌にして、常を亂し俗を敗る豪猾兇黨及び公吏人等、官司を紊煩し、細民を侵凌する者有らば、皆糾して之を繩せ。若し利害以て興除すべき者有らば、臺に申し省に呈せ。

提刑按察司の果たすべき職責として、農業の振興、民情の視察とともに、「學校を勉勵し」、「教化を宣明す」るという事項が、先の提刑司條制と同じフレーズを用いて記される。確かに「勉勵學校」・「宣明教化」という語彙自體は何ら特殊なものではない。ここでは一般的用法として使われたと見ることもできよう。しかし、こうした兩制の類似を示す例は文教面に關するこの一條にとどまるものではない。

『金史』卷五七百官志按察司條には、(21)

刑獄を審察し、案牘を照刷し、濫官汚吏豪猾の人・私鹽酒麴並びに應に禁ずべきの事を糾察するを掌る。

裁判における刑罰適用の審査、關連の文書全體の突き合わせを含めた官司の公文書のチェック、不正を行う官吏や勢力家、專賣品の密賣等に對する糾察など、その職掌が記されるが、これらに對應する記事はすべて「察司體察等例」の中に見いだすことが出來る。

また、特にここで注目すべきは「案牘を照刷す」るという職掌である。これに一見類似する州縣において保管される公文書の檢査が、北宋の轉運司によってなされたことは、前掲渡邊氏の論考中においても述べられる。(22) また、提點刑獄の職掌の内にも「案牘を詳覆する」という語が見られるが、(23) これは裁判關係の文書に限定されたものに過ぎない。

これに對して、金代提刑司の職掌に見える「照刷」の語が意味するものは、一切の公文書に對する關連の文書すべての突き合わせを含めた檢査であり、限定された範圍における文書の檢査とはその意味を異にする。この「照刷」の語は管見

の限りにおいて、上記按察司條において初めて確認できるものであるが、その具體的實施狀況を記すには至らない。そこで、御史臺における事例ではあるが、『烏臺筆補』中に載せられる記事を參考として擧げることとする。(24)

一、照刷例。舊例照刷は、所司先に事目を具して臺に到る。其の文卷の後に刷尾を粘連し公事の本末を具し臺に赴き照刷す。監察御史は正位に坐し、朱銷簿を閲す。臺令史一人傍らに在るも亦た坐して具して到れる事目を執掌す。其の當該の人員は、引卷通讀し、若し算數の文卷に係れば、更に帳科司吏一名を設け、臺令史と一同に刷磨す。其の中但し違錯稽遲有らば、監察（御史）は文卷を將て收め訖り、臺に申し、情を量りて治罪す。餘の違錯無き者は、卽ちに大程官をして刷尾の騎縫の近下に先に刷し訖わるの銅墨印を用いせしめ、然る後蓋するに、監察御史の朱印を以てし、及び朱銷簿上の結尾の後に、亦た刷し訖わるの銅墨印を用う。

ここに見られる御史臺における照刷の方法としては、まず對象となる官司より文書の內容項目が御史臺に送られ、その後、內容のダイジェストを附した形で當該文書が御史臺に持ち込まれる。御史臺では、監察御史が照刷の任にあたり、朱銷簿と呼ばれる勤務日曆を檢閲し、同時に臺令史により內容項目が檢査される。さらに文書が讀み上げられ、各種帳簿類に關しては、專門の司史が加わり檢査に當たることとなる。これと同樣な方法で提刑司においても照刷がなされたと考えられるが、この照刷こそが金代御史臺・提刑司をその起源とするものであったのである。

さらに元朝における照刷については、「察司體察等例」において、

一、宣撫司・隨路の總管府・統軍司・轉運司、其の餘の諸官府の文案は、上下半年每に照刷す。其の司・縣實に違枉遷延の情弊の事理有らば、指卷照刷するを聽す。

宣撫司・總管府・統軍司・轉運司及び以下すべての官司の公文書に對する照刷が半年ごとに提刑按察司によってなされることとなる。また、元朝における照刷の實施方法に關するより詳細な記述が『元典章』典章六臺綱卷二照刷に見えるが、これらは上記『烏臺筆補』中の金制を下敷きに整備されたものと考えうる。金代における御史臺・提刑司による照刷の實

施は、監察機關による文書檢査の重要性の高まりを示すとともに、文書行政の發達を物語るものと言えよう。

さらに、「察司體察等例」には、

一、隨路の京・府・州・軍の司獄は並びに提刑按察司に隸す。

地方に置かれた獄官たる司獄はこれより州縣官にではなく、提刑按察司に隸屬することとされた。これに關して、宮崎市定氏は宋代における司獄が州縣官に屬するのに對し、元代においては肅政廉訪司に屬することをその特徴的なこととして擧げる。(25) しかし、司獄の監察機關への隸屬は、既に金代より見られることなのである。『金史』卷七三宗雄附蒲帶傳によると、

九路提刑使慶和殿に朝辭するに及び、上曰く「官制を建立するに、當に寛猛は中を得べし。凡そ軍民事相い涉る者は、均平に決遣し、家人・部曲を鈐束し、郡縣の事を沮擾せしむる勿れ。今司獄を以て提刑司に隸するは、惟だ獄犴冤無きを冀いねがうのみ。」と。

章宗朝において既に司獄は提刑司に屬することと定められたのであり、この司獄が提刑司に直屬するという體制が、元制へと引き繼がれたのである。

以上により、至元六年の提刑按察司設置に際して定められた「察司體察等例」は、ほぼ金代提刑司條制を踏襲したものであり、これに前述した様々な政治的要因、對南宋戰爭に關わる諸狀況を加味した上で變更が加えられたものであったと言えよう。金代提刑司の設置期間はわずか二五年間（大定二九年～貞祐二年）であったが、後にクビライ政權下においてなされた監察制度の確立に與えた影響は大きく、その淵源となった施策であった。

第四節　提刑司の獨立性

これまで金代提刑司と元代提刑按察司との類似性・連續性を指摘してきたが、次に兩者の相違點がいかなる點にあった

のかを見ていくこととする。

『續通志』においては、金代提刑司と御史臺、また元代提刑按察司と御史臺（行御史臺）との關係について、以下の様に述べられる。

臣等謹んで按ずるに、元は按察使を改め肅政廉訪司と爲す。各路を監制すると雖も、實は內臺及び各行臺に統隷す。故に御史臺の後に附す。金の按察使は御史臺に隷せず、而して掌る所皆人民を鎭撫し、邊防軍旅の諸事を稽察し、且つ宣撫使の職を兼ぬる者有るが若きには非ず。故に同じからざると云う。(26)

清代の史官は、金代按察司と元代提刑按察司との違いとして、後者が御史臺・行御史臺に隷屬するのに對して、前者が御史臺には隷屬しない點を擧げる。

これに對して、三上次男氏は「地方監察の全權をまかせられた提刑司も、實際においては提刑司官にたいする嚴重な監督と、提刑司の重大な職權にたいする干涉ないし覆察とを通じ、御史臺の制御をうけたことがわかろう。」と述べ、(27) 提刑司が實質的に御史臺の監督下に置かれ統制を受けたと結論附ける。しかし、この結論を導く史料の解釋に對しては疑問を感じざるを得ない。そこでまず、三上氏の結論を導く根據となった史料に關して再檢討を試み、兩者の關係を改めて考えてみることとする。

三上氏が先の結論を導く根據としたのは、『金史』中の二つの記事であり、その一つが『金史』卷一〇六賈益謙傳にみえる以下の記事である。

（明昌）五年（一一九四）、右諫議大夫と爲りて、上言すらく「提刑司官は須く監察（御史）を遣わし體訪せしむべからずして、宜しく其の任內の行事に據りて、其の能否を考して之を升黜すべし。」と。上曰く「卿の言其れ見る所有るか。」と。（賈）守謙對えて曰く「提刑官若し職に稱わざれば、衆の共に知る所にして、且つ其の職監察（御史）と等し。臣是の故に之を言う。」と。上これを嘉納す。

右諫議大夫の職にあった賈益謙（守謙）が、提刑司官の能否は地方を巡按するというその性質から自ずと衆人の知る所となること、さらに提刑司官と監察御史の職掌が同一の性質のものであるという二つの理由から、監察御史の提刑司官に對する體察を行うべきではないとして上言したものである。従ってこの記事を以て三上氏が「提刑司の官吏の無能を理由に、彼らの體察とはべつに、監察御史をして地方官吏を體訪せしむべきことを論じたもの」とするのは、恐らく讀解の誤りであろう。

次に、やはり三上氏の結論を導く根據となった第二の史料『金史』巻九四襄傳には、

（襄）又言えらく、「事を省くは官を省くに如かず。今提刑の官吏、多く治に益すること無く、徒らに有司の事を亂すのみ。議者以謂えらく斯れ乃ち外臺なれば、宜しく罷むべからず。臣恐るらくは混淆の辭、徒らに聖聽を煩わすのみなることを。且つ憲臺掌る所の者は官吏の非違を察し、下民の寃枉を正す。亦た提點刑獄に擧薦の權無し。若し已に設くるに以て遽かに更むること難ければ、其れ廉能を採訪するは宜しく本司（提刑司）に隷するべからずして、宜しく監察御史をして歳終に體究せしめ、仍お不時に官を選び廉訪せしむべし。」と。上皆聽納す。(28)

三上氏はこれを「提刑司の官吏の無能を理由に廉能を採訪する權限を提刑司よりとりあげ、監察御史に與えるべきことをこうた上奏である。」とする。しかし、ここでは監察御史に提刑司官の勤務狀況を現地調査するという職務が委ねられ、廉能官の採訪は別に官吏を派遣して行うことが提言されているに過ぎない。

また、泰和八年に至って按察司官に對する體察の任が監察御史に委ねられたことから、三上氏は「提刑司が權限のうえにおいても、御史臺の實際的な監督下にたたざるをえないことになる。」とするが、監察御史の體察が及ぶという理由によって、對象となる官司が御史臺の監督下に置かれたとするなら、御史臺の體察が及ぶすべての官司、いいかえれば尚書省をも含めた中央の官司すべてが御史臺の監督下に置かれたことになるわけである。従って御史臺の體察を受けたことからは、提刑司と御史臺の統屬關係を探ることはできない。以上のことから、三上氏が依據した史料からは、提刑司が御史

臺の監督下に置かれ統制を受けたとする結論を導き出すことは出來ない。

そこで、金代における提刑司と御史臺の關係を考える上で參考となるのが、元代の提刑按察司と御史臺・行御史臺との關係である。『元典章』典章五臺綱卷一行臺體察等例中の條格として、

一、行中書省・宣慰司及び以下諸司の官吏の奸邪非違を彈劾し、案牘を照磨す。行省・宣慰司は行臺に監察を委ね、其の餘の官府は並びに提刑按察司に委ぬ。

行御史臺が行中書省と宣慰司を監察し、提刑按察司はこれ以下の官司に對する監察を行うこととされる。ここに見られる行御史臺と提刑按察司の監察對象の違いは、提刑按察司が行御史臺に從屬するという兩者の統屬關係によるものであると言えよう。

これに對して金代においては、御史臺と提刑司との監察對象の違いは、單に中央と地方という地域的な差異に過ぎず、提刑司の監察結果に對する御史臺の介入を傳える史料は管見の限り存在しない。また、前掲『續通志』にも述べられる樣に、『元史』百官志においては、御史臺の記事に續いて肅政廉訪司の記事が載せられるのに對して、『金史』百官志では御史臺と提刑司は全く別の箇所に記される。さらに、前に見た提刑司官の定期的な入見議事という制度が御史臺を經由するものではなく、提刑司は直接皇帝に監察結果を上聞する機會を有したなどの理由から、金代における提刑司は御史臺からは獨立した官司であったと考えることが出來るのである。この御史臺から獨立した提刑司の位置こそが、章宗が改革に求めた政治的意圖を明確に示すものであると考えうる。

第二章　提刑司設置をめぐる諸問題

前章での提刑司の職掌に對する考察の結果、金代提刑司は宋代監司を統合する形で成立し、元代提刑按察司に多大なる影響を與えるものであった。さらに、提刑司は御史臺から獨立した監察機關として成立し、中央における御史臺と地方に

おける提刑司という二本立ての監察體制が採られることとなったが、次にこの提刑司の設置がいかなる政治的背景のもと實施されたかを、御史臺・提刑司官就任者の人的構成の検討を通して考察し、章宗朝諸改革の持つ性格を探ることとする。

第一節　熙宗・世宗朝の地方監察

提刑司は御史臺より獨立した監察機關として成立したが、では何故に監察系統を二分する形での設置となったのであろうか。そこでまず、提刑司設置以前の地方監察制度に關して考察することとする。

提刑司設置以前の地方官に對する監察は、臨時に中央より官を派遣するという方法で行われた。熙宗朝に始まる地方監察は、皇帝の近臣達が各地に派遣されて地方官の勤務狀況を調査し、中央への報告の後に、廉能官の昇進、汚濫官の降格・罷免がなされた。中央からの人員の派遣による地方監察は、海陵朝には史料中にその實施を確認することはできないものの、世宗朝に入ると再び實施されることとなる。『金史』卷八九翟永固傳によると、

大定二年（一一六二）、起して尙書左丞を拜するに、舊制に依り官吏を廉察し、正隆守令の汚を革めんことを請うに、之に從う。

世宗卽位の翌年尙書左丞に就任した翟永固の提言によって實施されることとなった地方官に對する監察は、不正官吏の取り締まりを名目とするものの、實質的には海陵派の肅淸を狙った權力鬪爭の側面を持った施策であったと考え得る。

ここで翟永固が提言する「舊制に依る」とは、熙宗朝に行われた中央よりの官の派遣による地方官の監察という制度を指すものであり、以後世宗朝には熙宗朝にも增して地方官の監察の爲に官が派遣されるケースが頻發する。その際派遣される官には特に定まった規定は無く、適宜に世宗の信任する人物が派遣されたが、大定八年（一一六八）に至り、この地方監察制度に變更が加えられる。『金史』卷六世宗紀大定八年九月辛巳條に、

上　御史大夫李石に謂いて曰く「臺憲は固より邪正を分別するに在り、然るに内外百司豈に人無きと謂わんや。惟だ卿等　人の罪を劾するを見るのみにして、善を舉ぐるを聞かず。自今宜しく監察御史をして路を分かち善惡を刺舉し以聞せしめよ。」と。

優秀な人材の登用を求める世宗は從來の制度に對する不滿から、監察御史を地方に派遣して官吏の監察を行わせることとする。ここに、監察御史の地方監察という方法を通して、御史臺は中央・地方を問わず、あらゆる官吏に對する監察の權限を委ねられることになったのである。

第二節　御史臺官の出自別構成

世宗朝より百官に對する監察の任を委ねられた御史臺の權限は強力なものとなった。ではこの御史臺の中心たる御史大夫・御史中丞に就いたのはいかなる人物達であったのであろうか。

御史臺官、中でも長官たる御史大夫、次官である御史中丞の出自別構成に關しては、既に三上次男氏によって檢討がなされている。(29) しかし、三上氏が擧げる表には、時閒軸が設定されておらず、史料上で最初の記事である皇統七年（一一四七）より金朝滅亡の年天興三年（一二三四）に至るまでが一つの表で表されており、その閒の變化に關しては言及されていない。また、就任者數は出自別にまとめられているが、これに關しては次の様な問題點が存在する。

それは、漢人の扱いに關してである。金朝は遼・北宋をほぼ同時期に滅ぼし、東北地區より華北に至る廣大な地域を領有することとなったが、この領域内には大きく分けて二種類の漢族人士が存在していた。それは燕雲地區を中心とする舊遼朝治下の漢人、もう一方は華北に在った舊北宋治下の漢人達である。從來の研究における兩者の差異はあいまいなものであり、明確に兩者を區別して扱うという態度は見られなかった。しかし、近年、劉浦江氏に代表される様に、兩者をはっきりと異なる性質を有するものとして扱い、その異質性を考慮に入れて研究の對象とする姿勢がとられる様になってき

た。(30)

そこでまず、兩者の異質性に關して、劉氏の研究を參考に述べておくこととする。燕雲地域の漢人は唐代安史の亂の後、藩鎭支配下において北方異民族の風習になじみ、政治・文化等あらゆる面において「胡化」の傾向を辿った。この傾向は燕雲十六州が遼朝に委讓された後さらに促進されることとなり、こうした狀況を目の當たりにした北宋の遼への使者達も、彼ら遼朝治下の漢人を「漢兒」と呼び自らと區別する。さらに北宋滅亡後の南宋の人々も彼ら「漢兒」と舊北宋治下の漢人を明確に區別するのである。同樣に金朝治下においても兩者の區別は明確であり、舊遼朝治下の漢人を「漢人」、舊北宋治下の漢人を「南人」と呼び、當初科擧の實施に際しては、南選・北選という二種類の試驗を行い、兩者をそれぞれ別個に扱うこととなる。(31)

この樣に、劉氏は兩者の間にはひとくくりに漢人とすることはできない明らかな差異が存在していたとし、金朝治下においては「漢人」(32)が當初政治的中樞を擔ったとする。さらに續けて、兩者の政治的重要性は海陵・世宗朝を境に南人の優位へと變化していくとするが、果たして御史臺に關しても氏の說に該當する事例が見られるのであろうか。

表一～三に示した御史大夫・御史中丞の出自別就任者數を見ると、熙宗朝から世宗朝までの期間においては、宗室・女眞・契丹・渤海・漢人によってそのほとんどが占められ、南人の就任者は世宗朝における李晏の御史中丞就任の一例のみである。ところが、章宗朝に至って南人の就任者數が明らかに增加し、代わって漢人の就任者數は減少することとなる。つまり、**表一～三**を見る限りでは、御史臺に關しては南人の勢力伸張は章宗朝に始まると言わざるを得ない。

また、漢人就任者數の減少とともに目をひくのが、宗室、契丹、渤海人就任者數の減少である。世宗朝における皇室と渤海人との姻戚關係を絆とした強固な結びつきと、それに伴う政治的重要性の增大化は既に外山軍治氏らの研究によって明らかである。(33) しかし、章宗朝に入ると兩者の關係が薄れ、渤海人の政治的重要性も減少していくのである。また、渤海人と同樣に宗室の御史大夫・中丞就任者數も章宗朝において減少するが、こうした變化にはいかなる背景が存在するので

表一　熙宗・海陵朝（天會十三年～正隆五年，一一三五～一一六〇）

	御史大夫	御史中丞	計
宗室	3	1	4
女眞	2	2	4
契丹・奚	1	1	2
渤海	1	0	1
漢人	0	1	1
南人	0	0	0
不明	2	2	4
計	9	7	16

表二　世宗朝（大定元年～二十八年，一一六一～一一八八）

	御史大夫	御史中丞	計
宗室	4	1	5
女眞	3	3	6
契丹・奚	2	3	5
渤海	2	1	3
漢人	1	4	5
南人	0	1	1
不明	0	0	0
計	12	13	25

表三　章宗朝（大定二十九年～泰和八年，一一八九～一二〇八）

	御史大夫	御史中丞	計
宗室	2	0	2
女眞	4	2	6
契丹・奚	1	1	2
渤海	0	0	0
漢人	0	1	1
南人	2	4	6
不明	0	2	2
計	9	10	19

あろうか。

第三節　宗室・渤海人の統制

章宗の即位に先立つ前二代、海陵・世宗はいずれもクーデタにより皇帝位を手にした。こうした事態は、金代における皇帝獨裁制の未成熟を示すとともに、建國以前より見られる部族連合的性質の殘存がもたらす各部族中における完顏氏の權力基盤の脆弱さを物語るものと言えよう。

さらに、完顏氏内においても、宗室諸王の勢力は強大であり、しばしば他の有力諸勢力との連携による政權の壟斷という事態を招くこととなる。先學によってしばしば指摘される様に、海陵の徹底的な宗室肅清はこうした狀態から脱却し、安定した皇帝權の確立を目指すという側面をもつものであった。(34) しかし、海陵の宗室肅清は大きな反發を呼び、反海陵勢

力による世宗を擁立してのクーデタという結果に至る。世宗は皇帝權の確立を意圖した海陵に反發する勢力によって皇帝位を手にしたことにより、その方針を受け繼ぐことはできず、また、內外の混亂を鎭める爲にも、對內・對外ともに消極的な融和政策を採らざるを得なかった。(35) 後に「大定の治」と稱される世宗の治世は、實は緊迫した狀態のもと世宗が取らざるを得なかった融和政策を美化したものに過ぎないのである。

こうした皇帝位を巡る様々な軋轢は、章宗卽位の時點においても見られる。章宗は世宗の嫡子允恭の嫡子として生まれるが、治世の末年に皇太子として政務に携わっていた允恭を失った世宗の落膽は大きく、その期待感は嫡孫章宗に向けられた。大定二六年（一一八六）一一月に皇太孫に立てられ、皇位繼承者としての地位を確かなものとした章宗ではあったが、それでもなお卽位に當たっては、これに反對する勢力が存在した。

世宗の諸子中最年長で、また衆望も厚かった庶長子永中は有力な反對勢力の推すところとなった。また、章宗の卽位に對して不滿を募らせていたのは、永中一人に止まらず、こうした宗室諸王に對する章宗の警戒心は明昌二年（一一九一）における章宗の生母孝懿皇后の崩御に際して決定的となる。『金史』卷八五世宗諸子永中傳には、

明昌二年正月辛酉、孝懿皇后崩ず。判眞定府事吳王永成・判定武軍事隋王永升　奔喪するも期に後るれば、各おの罰俸一月にして、其の長史を杖すること五十。永中適たま寒疾有りて、至る能わず。上怒り、頗る諸王の輕慢の心有るを意い、使を遣わし永中を責めしめて曰く「已に近ごろ公除せらるも、亦た須く來たらざらんや。」と。……（中略）……壬辰、永中及び諸王朝辭するに、遺留の物を賜い、禮遇に在りと雖も、而れども嫌忌此れより始まる。

宗室諸王に對する章宗の警戒心はこの事件を期にますます擴大の方向を見せ、翌明昌三年には地方に置かれた各王府には王府官として王傳・府尉官が設置され、諸王に對する統制は嚴しさを增す。(36)

こうした章宗の宗室統制に對して最初に反旗を翻したのは、鄭王永蹈であった。彼は判定武軍として定州にあったが、章宗の宗室諸王統制策に對して不滿を強め、遂に河南統軍使として對南宋方面軍團のトップにあった僕散揆に內應を求め

謀反を圖る。この動きは僕散揆が荷擔しなかったことにより、すぐさま鎭壓されるが、事件の後諸王に對する統制はさらに強化されることとなる。

（明昌）四年、鄭王永蹈、謀逆を以て誅せらる。諸王司馬一員を增置し、門戶の出入を檢察し、毬獵游宴は皆制限有り、家人の出入は皆禁防有り。(37)

事件の後、諸王司馬が設置され、王府への出入りに關してまで嚴しい統制がなされることとなり、この措置は以後金朝滅亡に至るまで徹底された。(38)

さらに永蹈誅殺の翌年、渤海人勢力と章宗との關係を考える上で、重要な事件が勃發した。張汝弼の妻、高陀斡の誅殺である。『金史』卷六五后妃元妃張氏傳によると、

汝弼の妻高陀斡屢しば邪言を以て永中を怵い、元妃の像を畫きて、朝夕之に事え、徼福を覬望し、左道を挾むに及ぶ。明昌五年、高陀斡誅せられて死し、事汝弼及び永中に連なるも、汝弼死後に事覺するを以て、官爵を追削せざるを得。而ども章宗心に永中を疑い、累年釋さず。

高陀斡の夫、張汝弼は世宗擁立の功勞者張浩に連なる遼陽の張氏という渤海人名門の出身であり、大定年閒には尙書左丞にまで至った渤海の名門人士である。また、高氏も渤海人中の名門であり、永中の生母元妃とも同族であったと考えられる。渤海人勢力の中心とも言うべき遼陽の張氏・高氏に連なる高陀斡の誅殺が與えた影響は大きく、さらにこの事件が、永中の擁立による章宗政權の轉覆を謀ったものであったために、これ以降渤海人勢力は政權の中樞から遠ざけられることとなる。

章宗卽位の時點まで、監察權を一手に握った御史臺官の長官たる御史大夫、次官御史中丞には、建國期以來の旣存勢力とも呼ぶべき宗室・女眞・契丹・渤海・漢人がほぼ獨占的に任じられていた。しかし、こうした狀況は章宗朝に入り、皇帝位を脅かしかねない宗室諸王・渤海人勢力の排斥という事態を招くに至り、旣存勢力たる彼らに對する統制は強まり、

代わって南人の進出という新たな展開を見せることになる。

第四節　提刑司設置の意圖

御史臺における南人の進出は、提刑司官就任者に關しても見ることができる。大定二九年の設置時における提刑使・副使への任命者の中には、張萬公・賀揚庭・董師中といった南人の姿が見られる。確かに全體から考えたならば、この南人の占める割合はとび抜けたものではない。しかし、大定二九年以前において監察權を握った御史臺における南人の比率を考えたならば、この際の南人登用は極めて大きな意味を持つものであったと言える。

『遺山先生文集』卷一六に收められる元好問の手になる平章政事壽國公張文貞公神道碑によれば、

會たま提刑司を創設するに、首めに公に命じて河南路提刑使と爲す。暮年ならずして、御史臺奏して課九路の最と爲さば、擢して御史中丞を拜す。時に明昌元年（一一九〇）なり。

提刑司設置にあたり、張萬公は眞っ先に河南路提刑使に任じられ、さらにその歳の勤務評定では、九路提刑使中の第一位とされた。また、ここで擧げた張萬公が後に御史中丞に任じられた樣に、章宗朝における御史大夫・御史中丞就任者の中には提刑司官を經たケースが目に附く。特に、御史中丞に關しては史料中に確認し得る全十名の內、六名までもが提刑使・副使を經た人物であった。

御史臺には隸屬しない形で提刑司が設置され、さらに多くの南人が登用された背景には、既存勢力の制限を離れ、獨自の施策を實施しようとする章宗の意圖があった。それに不可缺であったのが、提刑司による既存勢力とは一線を劃す有能な人材の登用であり、同時に反對派に對する統制であった。

この樣に、提刑司は舊遼朝系の契丹・渤海・漢人、或いは皇帝位を脅かしかねない宗室勢力の牙城とも言うべき御史臺より地方監察の權限を切り離すことで成立した。ここにみられる御史臺から獨立した提刑司のあり方は、北宋監司が皇帝

に直屬する機關であったことと軌を一にする。從來の監察業務を一手に擔う御史臺の權限を弱めるため、北宋監司を統合した強力な權限を有する提刑司が設置されたのである。ここに建國以來の主流とも言うべき遼制の繼承は、北宋制の導入によって大きく轉換されることとなる。さらに提刑司官を歷任した自らが信任する人材を御史臺に送り込むことによって、御史臺そのものをも自らの勢力の內に引き込もうとするねらいがあったと考えられる。

こうした提刑司設置に代表される章宗朝の一連の改革の性格を如實に反映するのが、明昌四年に始まる金朝の德運をめぐる議論である。(39) 從來、金朝は歷代王朝との連續性を考慮せず、太祖が國號を金としたことから金德を採用していた。これが章宗朝に數度の議論を經て、北宋の火德を繼承する土德を採用することに改められる。この議論の推移は、宣宗朝に編纂された『大金德運圖說』に記されるが、(40) これによると、明昌四年一二月一一日に始まり、泰和二年（一二〇二）一〇月二五日に至って、北宋の火德を繼承するものとしての土德の採用が決定される。

陳學霖氏はこの土德採用を章宗の當初からの既定方針であったとし、北宋を繼承しようとする章宗の意圖を表すものとして、『中州集』辛集第八呂子羽小傳に述べられる呂貞幹の記事を擧げる。(41)

史館に在りて正統を論ずるに、獨り衆人と異なる。國家止だ當に遼を承くるべしと謂いて、大いに章廟の旨に忤い、西京運幕に謫さるる。

遼朝を繼承すべしとした呂貞幹の意見は、章宗の意志に逆らうものであり、これにより彼は西京轉運司幕職官に左遷されることとなったのである。

また、從來の研究においてはほとんど考慮されてこなかったが、『大金德運圖說』にはその名の通り「圖」（以下、德運圖と呼ぶ。）が載せられている。(42) 歷代王朝の正閏・繼承關係を記した德運圖が果たして何時つくられたのかは現在の所定かではない。しかし、現存する德運圖による限り、圖中には遼は存在しない。わずかに遼西の地を保った五胡十六國中の北燕、或いは後魏の傀儡國家とも言うべき後梁といった國々までもが、德運圖中において繼承關係の中に位置づけられてい

ることを考慮したならば、遼が圖中に存在しないことには違和感を覺えざるを得ない。

實際、德運議に際しても遼朝の繼承を提唱する者は存在し、また、建國期より舊遼朝系の契丹・渤海・漢人勢力が政治的中樞を擔っていたという狀況からすれば、たとえ正統王朝の中には位置づけられなくとも、その存在自體を無視することは出來なかったはずである。にもかかわらず、遼が德運圖中に記載されなかったのは、意圖的に圖中から削除されたとしか考えられない。

こうした事實は、章宗によって金朝が繼承すべき王朝は北宋でなければならず、遼であってはならなかったことを示すものであろう。北宋の繼承を宣言する土德採用は、皇帝權の強化を目的とした北宋制の採用を目指す章宗の意志を反映したものであり、そのための一連の改革の第一歩となるのが、北宋監司を統合する形で設置された提刑司であったのである。

章宗が諸改革を推進するうえで障害となったのは、既存の權限を固持しようとする宗室や政權の中樞を擔う舊遼朝系の人士達であった。そのため、德運の議論を通して北宋を繼承することを宣言することで、南人の積極的登用、提刑司設置に代表される北宋制の採用、ひいては皇帝權の獨尊的地位の確立を正統化しようとしたのである。こうした章宗の目指す皇帝權の強化のためには、部族連合國家という性質を持ち、宗室・有力部族出身者が強い權限を握る遼の繼承は忌避され、ことさらに德運圖中より、遼を削除することになったと考えられる。(43)

また、北宋の繼承という德運議の決定が、章宗朝における『遼史』編纂の頓挫という事態をもたらすことは既に先學の研究によって明らかであるが、(44) この德運議開始に先立つ明昌二年の契丹文字廢止の措置は、これまでに見た章宗の遼制忌避の姿勢を象徵するものと言えよう。(45)

おわりに

これまで述べてきた様に、提刑司の設置は章宗の皇帝權確立という目的のためなされた諸改革の中心たりうる政策であった。そこには南人の登用により、既存勢力たる宗室・契丹・渤海・漢人勢力の權力削減をねらった章宗の意圖が背景にあり、そのため提刑司は御史臺から地方監察業務を切り離すかたちで成立することとなる。

章宗の皇帝權確立という意圖は、形は異なるが海陵朝にみられる宗室の肅清、契丹人に對する統制の強化といった諸政策とその目指す方向性は同一であったと考えられる。ただし、海陵の過激な彈壓・肅清が世宗のクーデタという事態を引き起こしたことに鑑みて、章宗は北宋の繼承を根據とした北宋制の導入という形で、改革を推進することとなる。その際に、提刑司は地方官に對する監察を通して、彈劾・推擧を行うこととなった。これは、地方官の綱紀肅正を狙うとともに、章宗の目指す改革實施に必要とされた人材の確保と反對派の統制という一面を持つ施策であった。

また、地方における廟學の設置に代表される文教行政改革も、人材の育成という面から考えたならば、明らかに上述した章宗の意圖に沿う施策であり、提刑司は廟學の管理を通して、この文教行政改革にも深く關與することとなるのである。

本稿で取り上げた地方監察制度に關しては、北宋制と元制の間には、明らかな斷絶が存在する。北宋における中央と地方を結ぶ役割を擔う監司の成立は、監察制度史上において劃期と言うべきものである。しかし、複數の監司の存在に起因する監察の不統一など、北宋制の持つ問題點は顯在化していた。金代提刑司はこうした北宋監司を統合する形で繼承し、地方における提刑司と中央の御史臺というより整備された制度を確立するのである。さらにこの金制を繼承した元朝に至って、御史臺（行御史臺）―提刑按察司という一本化された監察體制が生み出されることとなる。また、職掌に關しても照刷の實施・文教行政への關與・司獄の隷屬など、金代提刑司を起源とする様々な職務が、元制へと繼承されるのであ

る。

本稿においては、監察制度を取り上げ金元時代の連續性を示す具體例としたが、もちろんこの一事をもって、諸事象を類型化することはできず、さらに別の側面からも検討を要する問題であることは確かである。しかし、本稿において指摘した金代「提刑司條制」と元代「察司體察等例」との繼承關係、あるいは兩者のきわめて緊密な關係が意味するものは、單なる監察制度の繼承という一面にとどまるものではない。金代章宗朝において連動してなされた諸政策が後世、特にクビライ政權下における諸制度の確立に多大な影響を與えるなど、章宗朝諸改革全般が持つ重要な意義はさらなる検討を要する問題であろう。

註

(1) 杉山正明『耶律楚材とその時代』(白帝社、一九九六)一一七頁參照。

(2) 蔣松岩「金代提刑司與按察司初探」(『平原大學學報』一九八七、『報刊資料選匯・宋遼金元史』一九八七年第六期に再錄。)

(3) 何俊哲・張達昌・于國石『金朝史』(中國社會科學出版社、一九九二)第一六章第一節三一八頁。その他に提刑司に關わる研究としては、徐松巍「金監察制度初論」(『民族研究』一九九二年第二期)があるが、職掌の列擧と沿革を記すに止まる。

(4) 李治安「元代肅政廉訪司研究」(『文史』二〇〇〇年第三輯)、同「元代肅政廉訪司研究(中)」(『文史』二〇〇〇年第四輯)。

(5) 九路とは、上京曷懶路・東京咸平路・北京臨潢路・中都西京路・南京路・河北東西大名等路・山東東西路・河東南北路・陝西東西路を指す。後、承安三年(一一九八)に上京、東京の二司が統合され、上京東京等路提刑司となり、さらに翌承安四年(一一九九)、提刑司は按察司に改組される。

(6) 『金史』卷七三、宗雄附蒲帶傳。

(7) 梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舍、一九八五)第三章第四節二六六～二七九頁、渡邊久「轉運司から監司へ――宋初における監司の成立――」(『東洋史苑』第三八號、一九九二)、同「北宋轉運使と行政監督」(『龍谷大學論集』第四五七號、二〇〇一)參照。

(8) 『文獻通考』卷六一職官考一五提刑「東萊呂氏曰……(中略)……自後提刑一司雖專以刑獄爲事、封樁・錢穀・盜賊・

保甲・軍器・河渠事務浸繁、權勢益重、而轉運司所總惟財賦綱運之責而已。司局愈多、官吏益衆而事愈不治。今日之弊、正在按察之官不一也。」

(9) 章宗朝以前における安撫使就任の事例としては、『金石萃編』卷一五四沂州府普照寺碑中に見える高召和式の官職が奉國上將軍行沂州防禦使事兼管内安撫使統押沂海路萬戸兵馬であることや『金史』卷六六宗室合住傳、同卷八一王伯龍傳等の例が擧げられる。彼らがいずれも猛安謀克を領していたこと、さらに『金史』卷五七百官志按察司條には安撫使の職掌として「掌鎮撫人民、譏察邊防軍旅、審錄重刑事。安撫判官則衙内不帶勸農採訪事、令專管千戸謀克。……(中略)……使、正三品、鎮撫人民、譏察邊防軍旅之事、仍專管猛安謀克教習武藝及令本土純願風俗不致改易。」と述べられることなどから、當時の安撫使が猛安謀克を領し、その軍事指揮權を有する官職であったと判斷できる。

(10) 提刑司官の品秩は、『金史』百官志によると、使(一員、正三品)・副使(員數不明、正四品)・判官(二員、從六品)、改組後に簽事(員數不明、正五品)が增員される。

(11) 『金史』卷五四選擧志擧薦條「章宗大定二十九年、上以選擧十事、命奉御合魯諭尚書省定擬。」三上次男氏はこれを「皇帝みずからの發案――あるいは側近の――」とするが、そうであれば、この提案は章宗の意圖をそのままに示すものであると言えよう。三上次男「金代における尚書省制度とその政治的意義」(初出「金朝における尚書省の研究」東大敎養學部歷史學研究報告集『歷史と文化』七・八、一九六四、後に『金史研究』二、中央公論美術出版社、一九七〇に再錄。)第二節第三項三七六頁參照。

(12) 提刑司官の一〇ヶ月ごとの入見は、明昌二年に至って一五ヶ月ごとに改められる。『金史』卷九章宗紀明昌二年一一月壬申條參照。

(13) 「三十二條」に關しては、『金史』卷九章宗紀大定二九年八月壬辰條、「提刑司條制」に關しては、同明昌三年六月丁巳條參照。なお、「提刑司條制」に關しては、植松正氏の論文中において、元代の條畫との關連性が言及される。植松正「元代條畫考」(一)(『香川大學敎育學部研究報告』第一部、第四五號、一九七八)參照。

(14) 『孔氏祖庭廣記』卷三崇奉雜事 本稿では四部叢刊續編本に依る。金代宣宗朝正大四年(一二二七)に編纂された本書は、當時の命令文の形式等を傳える數少ない史料であり、多くの重要な記事を載せる。

(15) 後揭する『金史』章宗紀、或いは『金史』卷五一選擧志においては、廟學の設置は防禦州以上とされる。ここで刺史州以上とする理由は不明。

(16) 下行文書の一形式。中村裕一氏によると、唐代の符は「行政機關の所管が被管に發する文書であり、統屬關係のない官府間において、符は使用されることはない。」とされるが(中村裕一『唐代公文書研究』(汲古書院、一九九六)第五章第三節一九七〜一九八頁。)、金代における提刑司と禮部(六部)との統屬關係を示す史料は管見の限り他に存在せず、この一例をもって提刑司と六部との統屬關係を決定する

ことはできない。なお、元代における符文に關しては、田中謙二氏によると「六部または左・右三部が下司におくる公文」とされ、統屬關係を持つ屬司とは明確に區別される。田中謙二「元典章文書の構成」（初出『東洋史研究』第二三巻第四號、後に『田中謙二著作集』二、汲古書院、二〇〇〇に再錄。）參照。

（17）嘉靖『廣平府志』巻五（天一閣藏明代方志選刊）。

（18）丹羽友三郎「元代における監察官制の特色について」（初出『三重法經』第一七號、一九六六、後に『中國元代の監察官制』高文堂出版社、一九九四に再錄。）第二章參照。

（19）確かに、官員の品秩の點に限定すれば金制と元制は一致する。しかし、員數の點では、元制が長官たる提刑按察使の二員制を採るなど、その相違は明らかである。これに關して、丹羽氏は「單獨官による專權を抑制するため、また、交代制により監察機能の圓滑・強化をはかるため」とするが、氏の依據した史料が至元一四年（一二七七）、江南平定後に再置された提刑按察司の狀況を示すものであり、至元六年の提刑按察司創設當時のものではないことから、設置當初の狀況をも含めた二員制導入の推移を考察する必要があると考えられる。

（20）李治安氏は元制が官員數・品秩・職掌の點において、ほぼ金制を踏襲するものとするが、主點が元制に置かれているため、金制への言及は簡略であり、具體的事例を擧げるには至らない。また、前掲註(19)の至元六年當時の元代提刑按察司の官員數に關しても明言を避ける。前掲註(4)李治安「元代肅政廉訪司研究」參照。

（21）前掲註(5)で述べた樣に、承安四年に提刑司は按察司へと改組される。『金史』百官志には、改組後の按察司が擧げられるが、職掌に關しては推擧の權限が改組後に失われたことを除き、改組前後における大きな變化は見られない。

（22）前掲註(7)渡邊（二〇〇一）では、轉運使による州縣の文書檢査の事例が擧げられる。ただし、これらの事例は、その對象となる文書が司法關係のものであったり、或いは州縣の文書保管義務に對する轉運使の監督責任を述べたものであるに過ぎない。そのため、北宋期において、金代照刷の語に對應する關連文書の突き合わせを含めた公文書全般に亙る檢査が監司によって實施されていたかどうかは不明である。

（23）『宋史』巻一六七職官志提點刑獄公事條「掌察所部之獄訟而平其曲直、所至審問囚徒、詳覆案牘。」

（24）『秋澗先生大全文集』巻八三「烏臺筆補」　ここでは明確に金代の事例と述べられるわけではないが、照刷の語が『金史』按察司條において初めて確認できること、また、元初において「舊例」が泰和律を指すものであると考えることができることなどから、至元三年（一二六六）一一月時點におけるこの記事は、金制を記したものであると考えることができる。元初における「舊例」の用法に關しては、仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議制作年代考(下)」（『東方學報』東京、第二册、一九三一）參照。また、金代御史臺における照刷の實施に關しては、『金史』巻一〇九陳規傳に載せられる「條陳八事疏」に「二曰……（中略）……雖有御史、不過責以糾察官

史、照刷案牘、巡視倉庫而已。其事關利害或政令更革、則皆以爲機密而不聞。」とあって、御史臺にあっては監察御史により照刷がなされていたことを傳える。

(25) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」一八七頁參照。(初出『東方學報』京都、第二四册、一九五四、後に『アジア史研究』第四、東洋史研究會、一九六四、『宮崎市定全集』一一、宋元、岩波書店、一九九二に再錄。)本稿は『全集』に依る。

(26) 『續通志』卷一三三職官略四金元官制上肅政廉訪司條。

(27) 三上次男「金の御史臺とその政治社會的役割」(初出、東大教養學部歷史學研究報告集『歷史と文化』九、一九六七、後に『金史研究』二に再錄。)第五章第一節五三五頁。

(28) 『金史』卷九八完顏匡傳にも、同じ內容の記事を載せる。

(29) 前揭註(27)三上論文第五章第二節第二表參照。

(30) 劉浦江「金朝的民族政策與民族歧視」(初出『歷史研究』一九九六年第三期、後に『遼金史論』遼寧大學出版社、一九九九に再錄。)、「說〝漢人〟——遼金時代民族融合的一個側面」(初出『民族研究』一九九八年第六期、後に『遼金史論』に再錄。)參照。また、金代における漢人・南人の差異に關しては、趙翼『廿二史箚記』卷二八金元俱有漢人南人之名において言及される。

(31) 科擧における南北選の分離は、海陵の天德三年(一一五一)に解消される。『金史』卷五一選擧志進士諸科條參照。

(32) 以後、本稿においては舊遼朝治下の漢族人士を漢人、舊北宋治下の漢族人士を南人と呼ぶ。

(33) 外山軍治「金朝治下の渤海人」(『金朝史研究』同朋舍、一九六四所收)、「世宗卽位の事情と遼陽の渤海人」(初出「金世宗卽位事情の一考察——特に世宗と遼陽渤海人との關係について——」『紀元二千六百年記念史學論文集』內外出版印刷、一九四一、後に『金朝史研究』に再錄。)、劉浦江「渤海世家與女眞皇室的聯姻——兼論金代渤海人的政治地位」(初出『北大史學』第三輯、北京大學出版社、一九九五、後に『遼金史論』遼寧大學出版社、一九九九に再錄。)參照。

(34) 董克昌「關于評價完顏亮的幾個問題」(『北方文物』一九八四年第四期)、劉肅勇「談完顏亮殺人用人二事——與董克昌先生商榷」(『北方文物』一九八九年第四期)參照。

(35) 前揭註(1)、杉山著一二八頁參照。

(36) 王府官に關しては、『金史』卷八五世宗諸子永中傳に、「初置王傅・府尉官、名爲官屬、實檢制之。」とあって、諸王に對する目付役として設置されたことが分かる。

(37) 『金史』卷八五世宗諸子永中傳。

(38) 『中州集』戊集第五密國公璹小傳「明昌以來、諸王法禁嚴、諸公子皆不得與外閒交通。」

(39) 德運とは、愛宕松男氏によると、「德運說とは云う迄もなく、五行相生の說であって、上は唐虞より正統を承けて相連續する中國王朝には、この思想に基づく整然たる序列が定まっている。從っていかなる王朝と雖も、自己の正統を主張する限り、五運中の一德を推論して自己をこの系列中に位置附けなければならない。」と說明される。愛宕松男「遼金宋三

史の編纂と北族王朝の立場」（『愛宕松男東洋史學論集』第四卷、三一書房、一九八八）。

（40）『大金德運圖說』の現存するテキストは四庫全書珍本四集本、碧琳琅閣叢書本の二種。本稿では四庫全書本に依る。また、章宗朝・宣宗朝における德運議に言及する研究としては、Hok-lam Chan, *Legitimation in Imperial China, — Discussions under the Jurchen-Chin Dynasty (1115-1234)*, University of Washington Press, Seattle and London, 1984. 前掲註(39)愛宕論文、松浦茂「金代女眞氏族の構成について——『金史』百官志にみえる封號の規定をめぐって」（『東洋史研究』第三六卷第四號、一九七八）等が擧げられる。

（41）前掲註(40) Hok-lam Chan 著八八～八九頁參照。

（42）德運圖に關しては、前掲註(40) Hok-lam Chan 著でも取り上げられ、解說が加えられているが（八二～八三頁）、金朝における歷史觀を具現化した史料とも言えるこの德運圖に關しては、さらなる檢討が必要であろう。

（43）遼の宗族、部族制に關しては、谷井俊仁「契丹佛敎政治試論」（氣賀澤保規編『中國佛敎石經の研究』、京都大學學術出版會、一九九六）參照。

（44）馮家昇『遼史源流考與遼史初稿』（哈佛燕京學社出版、一九九三）、前掲註(39)愛宕論文參照。

（45）從來公文書には女眞文字とともにこれを譯した契丹文字、さらにこの契丹文字を譯した漢字の三者が使用されたが、明昌二年四月に至り、女眞文字は直ちに漢字に譯されることとなり、契丹文字の使用は廢止される。『金史』卷九章宗紀明昌二年四月條參照。

A CONSIDERATION OF THE JUDICIAL COMMISSION OF THE JIN DYNASTY: ONE ASPECT OF THE REFORMS IN THE REIGN OF ZHANG-ZONG

IGURO Shinobu

The Jin 金 dynasty established its own system of administration by adopting aspects of the systems of the Liao and the Northern Song, but it relied on the Khitan and Bohai people of the former Liao dynasty and the Han people from the Yan-yun 燕雲 region, which had long been under the control of the Liao, for leadership roles from the first. The reign of Zhang-zong 章宗 marks the dividing line after which the so-called Southerners 南人, Han people, who had lived under the Northern Song, came to the fore, and it was under these circumstances the Northern Song system was adopted and further developed.

The one act that most clearly characterizes the various reforms instituted during the reign of Zhang-zong is the establishment of the Judicial Commission 提刑司. Established immediately after his enthronement, the Judicial Commission combined in one office the authority for policies that had been scattered among the many offices of the Circuit Supervisors 監司 of the Northern Song, and it also exercised the powers of recommendation and removal from office throughout the various regional administrations. Most striking was its authority over educational policy; the inspection of writings, called zhao-shua 照刷, and the independent character of its subordinate Wardens 司獄 were to have a strong influence on the functions of later, Yuan-dynasty office of Surveillance Commission 提刑按察司.

The decisive difference between the Jin and Yuan systems lay, however, in the question whether or not their existed a subordinate relationship to the Censorate 御史臺. The Jin Judicial Commission was established as an office independent of the Censorate, and a dual system of surveillance, with the Censorate at the center and the Judicial Commission in the provinces, operated simultaneously. Given that the Northern Song system, in which various Circuit Supervisors were directly subordinate to

the emperor, was succeeded by the Yuan, with its Surveillance Commission subordinate to the Censorate, the existence of the intermediate Jin system described above cannot be overlooked.

Behind the implementation of the reforms carried out in the reign of Zhang-zong, characterized by the formation of the Judicial Commission, was the intention of fortifying the authority of the emperor and controlling the traditional holders of central power such as the Khitan, Bohai, and Han peoples, as well as other members of the imperial clan. These traditional forces, who had nearly monopolized the highest ranks of the Censorate with its surveillance function prior to the reign of Zhang-zong, objected to the implementation of reforms, and there were attempts to do away with the Judicial Commission. However, with the decision to follow in the path of successive dynasties by assuming the mantle of authority of the Northern Song taken in the Discussions on the Cyclical Domination of the Power or Virtue 德運議, the separation of the authority of regional surveillance from the Censorate with the establishment of the Judicial Commission, the foundation of Princely Establishments 王府官, and the elimination of the Bohai power holders, succession of the Liao dynasty system was rejected and the authority of traditional power holders was erased. In this manner, the decision to succeed the Northern Song taken in the Discussions on the Cyclical Domination of the Power or Virtue legitimized the various reforms of Zhang-zong that had been designed to firmly establish the authority of the emperor through the adoption of the Northern-Song system.

THE ESTABLISHMENT OF THE HOUSEHOLD TAXATION SYSTEM: FROM FU-LIAN TO HU-DIAO

WATANABE Shin'ichiro

In this article I argue that the household taxation system 戶調制 of the Western Jin 西晉 had its roots in the Han dynasty method of procuring resources that was called fu-lian 賦斂. In order to arrive at this conclusion, I considered three points.

Firstly, I considered the content of the Han fu-lian system. Fu-lian is